

令和元年10月10日

## 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和元年10月10日（火）  
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員

5、議事日程

- 第1 議第25号 議事録署名委員の指名に関する件  
第2 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
第3 議第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件  
第4 議第27号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件  
第5 議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件  
第6 議第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久  
係長 芹 口 孝 直  
係 安 方 含

事務局 本日は、高森町農業委員会委員14名のうち全員の方が出席されておられます。高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、まず会長より御挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。

稲刈りも阿蘇のほうは終わって、そろそろ本格的な稲刈りの時期になったかなと思っておりますが、また台風19号が日本を襲うというようなことで、農家としては直接の影響はここにはございませんけれども、農家として心の痛むところがございます。

今日の案件もございますので、慎重に審議をなされて、無事に終わりますことをお願いいたします。今日はお疲れ様です。

それでは、議事に入ります。

#### 「議第25号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和元年10月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議事録署名委員ですが、いかがいたしましょう。

(複数委員) 議長に一任。

議長 はい。一任という声がございますので、本日は14番の山村委員と、1番の谷川委員、よろしく申し上げます。

続きまして、「報告第6号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年10月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 報告の案件でございますので、事務局から報告をお願いします。

事務局 こちらは相続等の案件になりますので、事務局のほうから説明させていただきます。

まず、番号1、こちらは内容のほうは4ページのとおりです。補足資料は2ページから3ページとなっております。

続きまして、番号2、こちらも内容は4ページのとおりとなっております。補足資料は4ページ、5ページです。

続きまして、番号3、こちらは4ページから5ページのとおりです。補足資料につきましては6ページから8ページです。また、補足資料の7ページから8ページにつきましては、地籍調査がまだあっておらず、現地の確定ができないため、字図で場所のほうを示し

ております。

続きまして、番号4、こちらは5ページのとおりとなっております。補足資料は9ページのとおりです。

続きまして、番号5、こちらは5ページのとおりです。補足資料は10ページとなっております。

議長 一括して報告してもらいましたけれども、何か御意見ございませんでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないということでございますので、報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「議第26号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和元年10月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 この案件につきましては、2番の高崎委員に説明を求めます。

2番委員 議第26号、農地法第3条審議資料の1番、ページは7ページになります。補足資料が12ページから13ページです。この内容は、本人宅の横の土地の所有権移転ということになっております。ここは本人自宅の裏の、写真で見ると左側が土地を所有したとき、今の登記漏れで所有権移転ができていなかったもので、その分の追加というか、その分の名義を本人名義に変えたいということで、そういう説明でしたので、どうぞよろしくお願ひします。

議長 今、2番委員さんから言われたように、登記漏れのところです。そのようなことでございますので、問題はないかと思いますが、いかがですか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。何もございませんので、そのように決定をいたします。

「議第27号」

事務局 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和元年10月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 この案件につきましては、5番の色見委員にお願いいたします。

5番委員 議第27号、9ページになります。それから、添付資料につきましては、15ページ、16ページになります。申請地は、添付資料15、16ページの写真のとおり、南側及び東側に山林があり、日照不足、有害鳥獣等の被害により、耕作不適地となっております。このまま荒廃してしまうと、周辺に迷惑をかけることは必然ながら、植林等をして管理すれば十分いいんじゃないかということで申し入れがっております。御協議いただき、よろしくお願ひいたし

ます。

議長 はい。今説明があったとおり、多分、皆さん御存じのところだと思います。以前にも上がってきた廃車置き場になっったあの土地です。

5番委員 反対側に、北側には畑があります。ちょうどこれは〇〇〇〇とあそこの間から色見のほうに抜ける道で、ちょうどあの川沿いに山林があるために、日照不足というのが一番原因だろうと思います。作物が限定されるというようなこともあって、今回も荒らしとるけんですね、有害鳥獣等の被害もあるけん、できれば地目変更をお願いしたいということで申し入れがっております。

事務局 補足の説明をさせていただきます。

今年委員になられた方は、ちょっと御存じないかもしれませんが、以前、ここは農業振興地域の農振農用地でした。そのときはいろいろ車が置いてあったりしましたので、それをどけなさいという農業委員会から指導しまして、きちんとこちらは車等をのけられましたので、農振農用地の除外申請をそのときしております。今年の5月に農振除外の県からの同意が出ましたので、こちらはもう農振農用地ではありません。もう除外された普通の農地ということになっております。

こちら16ページを見てもらいますとおり、現在もほかの車を置いたりとか、ほかの要らない資材を置いたりとか、そういうことも現地を見た限りではありませんでしたので、今回は転用の審議になっております。

議長 転用の申請でございますか。何かございますか。

いずれにしろ、周りが山ということであれば、小さくはならんで、だんだん大きくなるので、日陰はだんだん広がっていくというような状況下にあるとは。

いかがですか。何か御意見ございますか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないようでございますので、このように承認をしたいと思います。

続きまして、「議第28号」

事務局 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和元年10月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 議第28号につきましては、先ほど〇〇〇〇さんから説明があった案件でございます。6番の工藤委員さん、よろしく申し上げます。

6番委員 議第28号、農地法第5条審議資料。

ページは11ページです。転用理由は、高齢で後継者もおらず耕作することが難しくなり、今後は太陽光発電装置を設置し、土地が荒廃することを防止するためとなっております。先ほど申し上げましたとおり、一昨日、業者さんから説明を受けまして、私もあまり分かりませんので、今日来ていただいて説明していただきました。補足資料は18、19ページでございます。よろしくお願いいたします。

議長 先ほど、業者さんからの話とかぶるところばかりでございますけれども、なかなか小さい中身の49.5kwと50kwとか、分からなく戸惑ったところもあったかなと思いますけれども、いかがいたしましょうか。御意見ございますか。

9番委員 周囲の方の同意は、どうなっていますか。

6番委員 周囲の同意書は取ってありました。先ほど1メートルぐらいどけてフェンスも作っていただくという説明もございましたので、こちらの反対側はもう竹藪というかな、山になつとるわけですね。

議長 地元隣接の方との関係者たちとの話はもう既にできると。上のことでございますので、皆さん問題はありませんかね。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないようでございますので、承認をしたいと思います。

続きまして、2番。7番の矢津田委員さん、よろしくお願いいたします。

7番委員 議第28号、農地法第5条審議資料。

番号1、11ページをお願いします。転用理由としまして、遠隔地に居住しているため、耕作することが難しくなり、今後は太陽光発電装置を設置し、土地が荒廃することを防止するため。補足資料は20、21ページです。この案件は、前回も出ていたんですけど、これでよろしいでしょうか。

事務局 すみません。こちらは、先月、否決したものの取り下げされ、計画を変更されて、また提出されたものです。こちらのホッチキス止めの利用計画書と変更後の図面を見ながら、前回とどう変わったかというところを説明したいと思います。

まず、図面上、前は真ん中あたりにフェンスを一つ、一塊付けてという形で、ほかの部分は特に何も計画がないというような内容でした。今回出された計画につきましては、パネルを2つのフェンスで囲み、斜面や法面等、利用できない部分を除いて、そのほかの部分管理用道路と駐車場ということで、今回計画を出されております。管理用道路には、碎石の厚さ5cmを敷いていくということで、駐車場に関しましても碎石を敷くというような内容で計画のほうを出されております。図面のパネルの枚数等は、前回とは特に変

わっておりません。以上です。

議 長 前回、空き地が多すぎるんじゃないかとか、いろいろ計画変更を促す旨で一応下ろしてしまっただけなんですけど、今回はこういった形で変更がなされて出てきています。我々としては、空き地が多すぎるんじゃないかというようなことだったんですけど、こうして有効にやりますよみたいな図面が書かれてきておりますので、そのあたりもよろしければ。

事務局 こちらの図面を許可相当かどうか、妥当なところかというところで、最終的には、農業委員会の判断です。ただ、ここはちゃんと転用されているかどうか、農業委員会としては進捗を十分注意して見ながらいかないと、許可は十分審議して、きちんとこの計画どおりに転用されているかどうかを、きちんと今後見極めていかないとはいえないかと思います。以上です。

議 長 図面を直して、計画をやり直させてもらって、そういったような状況下にあるというようなことで、もし許可が下りてきた場合には、どのぐらいから事業を始めるとか、そんな話とかはまだ具体的な話は出てきとらんと。

事務局 一応ここはもちろん許可が出たら、すぐに着工しないといけないというのは農地転用の許可になっておりますので、これが1年後とか、2年後となるなら、もう計画変更を出させないといけないし、もちろん取消しもあり得ますので、許可を速やかに着工していただくというのが農地転用許可の原則となっておりますので、許可が出るということは着工するという考え方です。

7番委員 私も、来られたときに、許可をもし出した場合に、この計画書どおりに砕石をしかないとか、いろいろあった場合には取消しもありますよということを、来られた方に言いました。それは間違いありませんということはおっしゃっていただきました。

5番委員 ○○○○-○、これはずっと写真に出るところが外回りを全部分筆されているという意味かな。

事務局 この斜線部分は、法面若しくは斜面ですね。利用できない部分ということで書かれております。

5番委員 それぐるりずっとあるということじゃないですか。○○○○-○-○-○というとは、このぐるりずっと法面に分筆してあるという意味ですか。

事務局 分筆自体はされてなくて、○○○○-○というのは外枠ですね。赤で少し囲んでありますけれども、これが○○○○-○で、この斜線部分というのは、利用できない斜面部分であったり、法面部分ということ、この図面上で表しているところです。斜線部分が全部法面です。

議長 今説明がありましたけれども、言われるように、速やかに事業を始めないといけないというようなことを強く申し述べて許可を下ろすと。そのところはしっかり押さえとくと、あのときこういう条件がしてあったじゃないかというようなことが言える。取消しだの指導だのというのはなかなか難しくなる。それと、条件を付けて認可をする。いかがでしょうか。

10番委員 それが良いと思います。きちっとしたことを付けてやって、取り消しますと許可を出すべきだなと思います。

議長 許可とはどうことですか。

事務局 許可自体は、この農業委員会の審議で許可相当という意見書を県にまず、この審議が終わったら出します。それを県のほうが見て、許可するのかどうかというのを県が判断されるわけです。だから、不許可相当というのももちろんありますので、今回もし審議で許可するというのであれば、意見書を県に出しまして、県のほうが許可書を出しますので、その中にもちゃんと事業計画を進めない場合は取り消されることがありますという一文がきちんとうたっていますので、そこは心配されなくても大丈夫じゃないかなと思います。

議長 (複数委員) では、そういうことで上にあげてよろしいでしょうか。

異議なし。

議長 はい。では、そういうことで承認いたします。

続きまして、「議第29号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和元年10月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 報告案件ですので、事務局のほうからやっていただきます。

事務局 こちら13ページをお開きください。

農用地利用集積計画審議資料としまして、番号1については、13から15ページのとおりです。補足資料は23から26ページのとおりとなっております。こちらは親子間の使用貸借契約、利用権の設定となっております。こちらの方は農地法3条で使用貸借の契約をされておりましたが、先月、そちらの契約が切れますことから、基盤法で利用権の設定をし直すというような内容となっております。設定期間は10年です。

議長 前の契約期間が終わったので、再設定というか、条件は全然変わらずに、今までどおりを10年間またやるという申請でございますので。

事務局長 異議なし。



議 長        それでは、報告のとおりとさせていただきます。  
                 これをもちまして、本日の案件はすべて無事に終了させていただきました。  
                 以下余白

令和元年 10 月 10 日高森町農業委員会総会の議事録  
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高 森 町 農 業 委 員 会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員